

## 卒業の認定に関する方針

卒業の認定は、教育目標の習熟度を認定方針とし、「横浜労災看護専門学校学則第23条」「横浜労災看護専門学校学則実施細則第5条」を以て卒業の認定を行う。

(学則第23条)

校長は、別表1(※)に定める全単位を修得したと認めた者に卒業証書を授与する。

- 2 前項の認定に当たって、出席すべき日数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、欠席日数の算定に当たっては忌引きによる日数及び学校保健法(昭和33年法律第56号)第12条の規定に基づいて出席停止を命じた日数を除くものとする。
- 3 前項の認定に関する必要な事項は、校長が別に定める。

(※) 実務経験のある教員等による授業科目の一覧を参照。

(進級・卒業に関する細則)

第5条 指定された全単位を修得したと認められる者で、出席日数が3分の2以上である者に卒業を認定する。

- 2 欠席日数の算定においては、学校保健安全法の感染症などで出席停止となった日数と忌引きによる日数を除く。
- 3 その他の問題については、卒業認定会議にて校長が決定する。

(教育目標)

1. 看護の対象である人間を、身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2. 人間を自然・社会・文化的環境と常に影響しあう存在としてとらえ、人々の健康と生活を理解する能力を養う。
3. 人々の多様な価値観を意識し、専門職業人としての共感的な態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
4. 看護を実践するために必要な最新知識・技術を自ら学び、成長し続けようとする学習姿勢を養う。
5. あらゆる成長発達段階、健康の段階にある対象の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
6. 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。
7. 勤労者医療を推進する労災病院の役割機能を理解し、役割遂行するために必要な基礎的能力を養う。
8. 保健・医療・福祉制度を理解し、チーム医療を実践するために必要な基礎的能力を養う。
9. 自分の言動に責任を持ち、豊かな感性と一般常識を備えた成人として対応できる態度を養う。